

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、
翌日の翌日)

目次

◇条 例

職員の定年等に関する条例
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関す
る条例の一部を改正する条例

◇規 則
鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規
則の一部を改正する規則

条 例

職員の定年等に関する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

第二十八条の二第二項から第三項まで、第二十八条の三並びに第二十八
条の四第一項及び第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法
律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十三条第三項の規定に基づき、
地方公務員法第三条第二項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負
担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条に規定する職員(以下「
職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第二条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初
の三月三十一日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(定年)

第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる機
関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢六十五
年とする。

一 病院

二 保健所

三 肢体不自由児施設

四 衛生研究所

(定年による退職の特例)

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべき
こととなる場合において、その職員の職務の内容等からみて次の各号の

いずれかに該当すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

三 当該職務を担当する者の交替がその職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定め

る。

(定年退職者の再任用)

第五条 任命権者は、第二条の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならぬ。

一 退職する前の勤務成績が良好であること。

二 採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。

2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その任期を一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えない。

4 第一項及び第二項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

(定年に関する施策の調査等)

第六条 知事は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 第四条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条」と、同項及び同条第二項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「この条例の施行の日」と読み替えるものとする。

3 第五条の規定は、改正法附則第三条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第四条の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条」と、「前条」とあるのは「附則第二項において準用する前条」と、同条第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が年齢六十年（退職した時に第三条ただし書に規定する医師又は歯科医師であつた者にあつては、年齢六十五年）に達した日」と読み替えるものとする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第四条第一項中「除く。」の下に「二十年以上二十五年未満の間勤続し定年に達したことにより退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第四条の規定により勤務した後退職した者を含む。以下同じ。）を加える。

第五条第一項中「反し退職した者」の下に「二十五年以上勤続し定年に達したことにより退職した者」を加える。

附則第六項中「昭和三十四年一月一日」を「職員の定年等に関する条例の施行の日」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第三条の規定により退職した者（附則第二項において準用する第四条の規定により勤務した後退職した者を含む。）については、定年に達したことにより退職した者とみなして、前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定を適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「六三、六六〇円」を「六四、〇六〇円」に、「六一、六六〇円」を「六三、〇六〇円」に、「六四、六六〇円」を「六五、〇六〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県管住宅の表中

湯所町第一団地

鳥取市材木町

を

湯所町第一団地	鳥取市材木町
立川町団地	鳥取市立川町二丁目

に、

浜坂第十一

団地

を

浜坂第十一団地
興南団地

鳥取市南吉方二丁目

に、

住吉第一団地

米子市旗ヶ崎

を

住吉第一団地
住吉第四団地
内浜団地

米子市旗ヶ崎

に改める。

別表第一の第二種県管住宅の表中

若葉団地

八頭郡若桜町大字浅

井

を

若葉第一団地
若葉第二団地

八頭郡若桜町大字浅井

に、

外江第二団地

を

外江第一団地
外江第三団地

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二十六条関係）

種類及び名称

網代港第二団地

委託先

岩美町

第一種営業住宅

宝木団地	智頭第一団地 智頭第二団地 緑が丘第二団地	五輪第一団地 五輪第二団地	若葉第一団地 若葉第二団地	中南団地 八東第一団地 八東第二団地	西郷団地	船岡団地 丸山団地 隼第一団地 隼第二団地	土師百井団地 国中団地 宮岡団地	田後港第二団地 網代港第一団地 高山第一団地 高山第二団地	宇倍野第一団地 宇倍野第二団地	賀露港第一団地 倉田第一団地 高草第一団地 高草第二団地 西品治第二団地 湖南第一団地 湖南第二団地 美穂第一団地 美穂第二団地 美穂第三団地 円通寺 国安南団地	境港第一団地 境港第二団地	赤碕港第二団地	東伯第一団地	緑が丘第一団地 緑が丘第五団地 緑が丘第三団地 緑が丘第四団地
気高町	智頭町	佐治村	若桜町	八東町	河原町	船岡町	郡家町	岩美町	国府町	鳥取市	境港市	赤碕町	東伯町	智頭町

第二種営業住宅

小江尾第一団地 小江尾第二団地	伯南団地	浜の上第一団地 浜の上第二団地 浜の上第三団地	庄内団地	手間団地	法勝寺第一団地 法勝寺第二団地	陰田第一団地 陰田第二団地	赤碕港第一団地 成美第一団地 成美第二団地 成美第三団地 みどり第一団地 みどり第二団地 成	東伯第二団地 浦安第一団地 浦安第二団地 浦安第三団地 浦安第四団地 浦安	栄第一団地 栄第二団地	大野団地	鴨川団地	東郷団地	泊港団地	浜第一団地 浜第二団地	三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第一団地 高城第二団地 高城第三団地 高
江府町	日南町	中山町	名和町	会見町	西伯町	米子市	赤碕町	東伯町	大栄町	北条町	関金町	東郷町	泊村	羽合町	倉吉市

白浜団地

社会福祉法
人鳥取県厚
生事業団

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「四百円」を「四百十円」に、「百十七円」を「百二十七円」に、「二百六十七円」を「二百七十七円」に改める。

別表第一中

三、六六二元	四、八〇〇円	六、〇三〇円	七、二八
二、六二七円	三、三五〇円	四、一五七円	五、一〇

〇円	八、四九五円	九、五七五円
二円	六、〇七三元	六、九九〇円

を

三、七四〇円	四、九〇〇
二、六八二円	三、四二〇

円 六、一五二元	七、四二五円	八、六六三元	九、七六二元
円 四、二四五円	五、二〇七円	六、一九二元	七、一二七円

に

改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例第四条第三項及び別表第一の規定は、昭和五十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を
改正する規則

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

六一、九六〇円

六〇、九六〇

円

を

六一、三六〇円

六一、三六〇円

に改め、同表の大居室の

C十階層の項中

六一、九六〇円

六一、九六〇円

を

六三、三六〇

〇円

六一、三六〇円

に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

六一、九六〇円

六〇、九六〇

円

を

六一、三六〇円

六一、三六〇円

に改め、同表の大居室の

C十階層の項中

六一、九六〇円

六一、九六〇円

を

六三、三六〇

〇円

六一、三六〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。